

事務連絡  
令和3年6月15日

保育施設事業者各位

子ども家庭部私立保育園課  
子ども家庭部子ども施設入園課

下記について令和3年7月2日（金）必着で別添の候補者名簿、推薦書兼勤務証明書、履歴書により受賞者の推薦をお願いいたします。

なお、推薦書等は、個人情報を取り扱いますので提出は、必ず郵送か持込でお願いします。メール等は使用しないでください。

### 令和3年度 足立区保育従事者(保育士)永年勤続褒賞について

- 1 目的 区内の保育施設に勤務する保育士の意欲向上と保育事業に対する社会的評価の向上を図るため、成績優秀な永年勤続従事者に対して褒賞を行います。
- 2 主催 足立区
- 3 日時（予定） 令和3年10月11日（月）午後6時30分～午後8時00分
- 4 会場 足立区役所 庁舎ホール  
※会場の都合と新型コロナウイルスの影響により、授与式典開催と出席者は今のところ未定です。日時・会場の詳細は、受賞決定通知時にお知らせします。  
※授与式典終了後、記念撮影を行う予定です。  
出席者 約150名程度  
登壇者 区長、教育長、議長、民間保育園連合会長ほか約12名
- 5 褒賞 褒状 および 記念品  
※ 記念品については、図書カードを予定しています。  
・勤続「5年」・・・ 5,000円  
・勤続「10年」・・・ 10,000円
- 6 対象者 褒賞受賞対象者は、推薦時（基準日）において区内の保育施設に勤務する成績優秀な保育士であって、かつ基準日が属する年の9月1日現在勤務を続けており、基準日において、同一法人内区内の保育施設での勤続年数が下記の「基準」に該当する方。  
※ 褒賞受賞は、常勤、雇用保険適用者に限ります。（常勤：1日6時間以上かつ月20日以上勤務、雇用保険適用者：1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上引き続いて雇用される見込みのある方）  
(1) 勤続年数算定の「基準日」は、令和3年3月31日とします。  
(2) 次のいずれかに該当する方は、褒賞受賞対象者から除くものとします。  
ただし、区長が特に必要があると認めたときはこの限りではありません。  
① 刑事事件に関して、推薦日現在起訴されている方、または刑に処せられ

ていた方（刑の消滅した方を除く）

- ② 過去に当該事業で褒賞を受賞し、同じ区分で推薦された方
- ③ その他、資格審査において不相当と認められた方
- ④ 履歴書で勤続年数が確認できない方
- ⑤ その他、資格審査において不相当と認められた方

(5) 「勤続年数の基準」

※別紙「勤続年数早見表」を参照願います。

※病休、育休、産休等により実務に従事していなかった期間は勤続年数から除算となります。

① 勤続「5年」の方

区内の保育施設に基準日時点で引き続き5年以上6年未満勤務していること。または、同一事業所内で、かつ区内の保育施設で、5年以上6年未満勤務しており、基準日の属する年の9月1日現在引き続き勤務していること。

② 勤続「10年」の方

区内の保育施設に基準日時点で引き続き10年以上11年未満勤務していること。または、同一事業所内で、かつ区内の保育施設で、10年以上11年未満勤務しており、基準日の属する年の9月1日現在引き続き勤務していること。

7 受賞 次の手順で決定します。

- (1) 足立区から各保育施設に推薦依頼を行います。
- (2) 推薦期限までに「候補者名簿」「推薦書・履歴書」を対象者が在職している法人または保育施設から区担当に、必ず郵送もしくは、直接持込により提出します。また、褒状印刷のために個人情報使用の可否（勤続年数、保育施設名、氏名）の取り扱いについて承諾を取ります。
- (3) 足立区が「推薦書・履歴書」の内容を審査し、決定します。
- (4) 足立区から受賞決定の結果を通知します。

※ 履歴書には、保育士資格取得年月日、個人情報を褒状印刷のために使用の可否を必ず記入してください。

※「推薦書・履歴書」等に虚偽の記載が発覚したときは、授賞式終了後においても決定を取り消す場合があります。

8 問合せ 足立区子ども家庭部私立保育園課施設調整係 担当 渡邊・鈴木

電話 03-3880-5712